



## 危機対応業務における適用利率の相違について

このたび、危機対応業務における新型コロナウイルス感染症特別貸付において、取引企業の信用格付けの相違により、誤った融資利率を適用した事案が判明しました。

このような事案が発生したことについて、謹んでお詫び申し上げます。すでに再発防止に取り組んでおりますが、引き続き危機対応業務の適切な運用に努めてまいります。

なお、内部調査の結果、相違した信用格付けの手続き上において、改ざん等の不正行為は確認されませんでした。

### 記

#### 1. 事案の概要

2020年4月～9月に融資が行われた新型コロナウイルス感染症特別貸付26,730口座の内、取引企業の信用格付け手続き上の誤認により、255口座の信用格付けが相違しました。そのうち、242口座について誤った利率を適用した融資が実施されました。

#### <信用格付けの誤認による適用金利の相違状況>

危機対応融資 実施期間	信用格付けの手続きを誤認した口座のうち			合計
	本来の利率より 高い	本来の利率より 低い	利率の 変更なし	
4月～9月	26	216	13	255

#### 2. お客さまへの対応

信用格付け手続きの誤認により、実際の利率が本来適用すべき利率より高い26口座につきましては、速やかに所定の利率への契約変更と既に受け取っていた利息の返還を行いました。

また、実際の利率が本来適用すべき利率より低い216口座につきましては、引き続き現在のままの利率を適用することとし、契約の変更は行いません。

なお、これらの対応により、お客さまに不利益が生じることはございません。

以上